

琵琶湖淀川の流域管理に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県において、琵琶湖淀川流域の特性を踏まえ、琵琶湖の価値の維持・向上を図りつつ、琵琶湖淀川流域全体の持続可能な発展を図ることをめざし、望ましい琵琶湖淀川流域のあり方およびその管理のあり方について検討するため、「琵琶湖淀川の流域管理に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 望ましい琵琶湖淀川流域のあり方およびその管理のあり方についての検討
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者等のうちから知事が委嘱する委員10名以内で組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から委員会の所掌事項の終了までとする。なお、委員の欠員により新たに委員を補充する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、琵琶湖環境部水政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。